

令和 8 年度和歌山県総合情報誌「和-nagomi-」企画制作業務委託に係る
プロポーザル実施要領

※この入札による落札決定の効力は、入札の対象となる業務に係る予算が和歌山県議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより生じるものとする。

※企画提案書を提出しようとする事業者は、必ず「事前説明会」に参加すること。

1 委託業務名

和歌山県総合情報誌「和-nagomi-」（以下、「和-nagomi-」という。）企画制作業務

2 業務目的

和歌山県の人・文化・自然・食・産業等、県内の魅力ある情報を首都圏・京阪神を中心としたマスコミ関係者およびオピニオンリーダーに発信し、各メディアへの露出拡大を図るため発行している「和-nagomi-」を制作し、全国に和歌山を発信する。

3 業務内容

- ①県が提示するテーマに基づき、「和-nagomi-」（冊子）を企画制作するとともに、成果物を県の指定場所に発送する。
- ②「和-nagomi-」（デジタル版）を制作する。
- ③「和-nagomi-」を活用した県外メディア向け情報発信を行う。

※詳細は別添「令和 7 年度和歌山県総合情報誌「和-nagomi-」企画制作委託業務」を確認すること。

4 委託に係る予算上限額

16,731,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 契約予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

6 連絡先

- ・担当課：和歌山県知事室広報課（担当：西田）

- ・ E-mail : nagomi-waka@pref.wakayama.lg.jp
- ・ 電 話 : 073-441-2032
- ・ F A X : 073-423-9500

7 参加資格要件

- (1) 「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」(平成20年和歌山県告示第1261号) 第3条に定める入札参加資格を有する者
- (2) 和歌山県内に本店を有する者又は和歌山県内に支店等を有し、かつ、その長を代理人として選任している者
- (3) 事前説明会に参加する者

8 事前説明会

- (1) 日 時 : 令和8年2月26日(木) 14時から
- (2) 場 所 : 和歌山県庁 北別館1階 会議室1-A
- (3) 提出期限 : 令和8年2月25日(水) 17時必着
- (4) 提出様式 : 様式1(事前説明会)
- (5) 提出先 : 和歌山県知事室広報課
- (6) 提出方法 : 電子メール、FAX、郵送又は持参により行うこと。なお、FAXにより提出した事業者は必ず電話で受信を確認すること。
- (7) 参加条件 : 事前説明会に参加できる者は、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」(平成20年和歌山県告示第1261号) 第3条に定める入札参加資格を有する者であること。

9 事前資格審査

- (1) 提出期限 : 令和8年3月5日(木) 12時必着
- (2) 提出先 : 和歌山県知事室広報課
- (3) 提出方法 : 電子メール、FAX、郵送又は持参により行うこと。なお、FAXにより提出した事業者は必ず電話で受信を確認すること。
- (4) 提出書類 : 次に記す書類を各1部
 - ア 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

イ 誓約書（様式2（誓約書））

（5）備 考：事前資格審査の結果、プロポーザル参加資格がないと判断した場合、令和8年3月10日（火）までに該当事業者あて連絡する。

10 質疑応答

- （1）提出期限：令和8年3月5日（木）12時必着
- （2）提出様式：様式3（質問書）
- （3）提出先：和歌山県知事室広報課
- （4）提出方法：電子メール、FAX、郵送又は持参により行うこと。なお、FAXにより提出した事業者は必ず電話で受信を確認すること。
- （5）回答方法：令和8年3月10日（火）（予定）までに質問と回答を事前説明会参加事業者あて電子メールにて送付する。
なお、提案書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため受け付けない。

11 企画提案書

- （1）「和-nagomi-」（冊子）の概要：
 - ア 発行回数：年3回発行（7月号、11月号、3月号予定）
 - イ 発行部数：各号9,000部の合計27,000部発行
 - ウ 誌面構成：全24頁
表紙1頁、特集10頁、知事対談4頁、レギュラー8頁、裏表紙1頁
- （2）「和-nagomi-」（デジタル版）の概要：
 - ア 発行回数：年3回発行（7月号、11月号、3月号予定）
 - イ 掲載内容：冊子版「和-nagomi-」と同様
 - ウ デザイン：パソコン向けだけでなく、携帯端末（スマートフォン及びタブレット等）向けの表示に対応すること（レスポンシブ化対応など）
- （3）「和-nagomi-」を活用した県外メディア向け情報発信の概要：
 - ア ターゲット：首都圏・京阪神を中心としたマスコミ関係者およびオピニオンリーダー

イ 内 容：「和-nagomi-」を活用し、上記アに記載するターゲットに対し、二次利用・二次発信を働きかけ、本県のブランド力向上を行う

ウ 手 法：効果的なものを提案すること

(4) 提出期限：令和8年3月19（木）12時必着

(5) 提出先：和歌山県知事室広報課

(6) 提出方法：郵送又は持参により行うこと

(7) 提出書類：次の内容を含んだ企画提案書を6部（A4又はA3）提出すること

※特集テーマは、「古き良き和歌山」とする。

ア 企画案

(ア) 特集案（表紙1頁、特集10頁）については、1号分を提案すること。

(イ) レギュラー案については、コンテンツを入れて3号分を提案すること。

イ 特集デザイン案・展開案（冊子）

(ア) 表紙案（最大2案まで提出可）

インパクトのあるデザイン・キャッチコピーにより、手に取って読む気にさせるものを提案すること。但し、デザインの統一感を与える基本的なルールは継承し、ロゴデザイン（ショルダーの「和歌山人・もの・地域」を含む）及び下部のカラー横帯は継続とする。ロゴの位置は任意。

(イ) 誌面案（扉2頁に続く特集2頁）

読者に关心をもたせる誌面を提案して下さい。

※誌面は写真とキャッチコピーを組み込むこと。

※テキストは不要。

(ウ) 展開案

特集10頁の展開案を1～2頁にまとめて提案すること。

※具体的な写真を使用すること。

ウ 「和-nagomi-」を活用した、県外メディア向けの情報発信について効果的な方法を提案すること。

エ 制作体制（全体）・改善案

・「和-nagomi-」の制作体制（業務の活動計画、実施体制（デジタル版の作成実績を含む））を示すこと。

- ・「和-nagomi-」に対する改善点を提案すること。
- ・令和 7 年度発行の vol. 57、58 を参考に、令和 8 年度に向けた改善・工夫点を提案すること。

※参考 <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/nagomi/>
(オ) 和歌山県知事あての見積書

1.2 選定委員会

(1) プレゼンテーション

- ・日 時：令和 8 年 3 月 23 日（月）14 時から
- ・場 所：和歌山県民文化会館 102 会議室

※プレゼンテーション時間は 20 分。その後 10 分程度の質疑応答。

※発表順は企画提案書の提出順とし、選定委員会の 2 日前までに参加事業者に集合時間を連絡する。

※諸般の事情により日程を変更する場合は、参加事業者あて連絡する。

- ・プレゼンテーション参加人数は、1 者あたり 3 人までとする。
- ・あらかじめ提出した企画提案書の内容でプレゼンテーションを行うものとし、追加資料の配布は一切認めない。

※プロジェクター等の使用はなし

・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(2) 評価方法及び採用案決定方法

事業者の選定は、県が別に定める「和歌山県知事直轄組織所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）の審査により行う。選定委員会は、あらかじめ定められた選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容により公正な審査・評価を行い、最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

ア 評価項目

（ア）企画案：具体的な企画に関する評価

（イ）特集デザイン案：

「和歌山の産業」をテーマとした表紙 1 頁（表紙案）及び扉 2 頁に続く特集 2 頁（誌面案）に関する評価

（ウ）特集展開案：

「和歌山の産業」をテーマとした特集 10 頁の展開に関する評価

（エ）「和-nagomi-」を活用した、県外メディア向けの情報発信：

デジタル版への誘導広告の効果や目標設定に関する評価

（オ）制作体制：

業務の活動計画、実施体制（デジタル制作実績を含む）及び業務に要する経費に関する評価

（カ）改善案：

「和-nagomi-」の制作に対する意欲を評価

イ 選定方法

各選定委員による評価点数の高い順に順位点を付け、提案毎に集計を行い、順位点の合計点が最も高い者を本業務の委託候補者として選定する。順位点が同点の場合は、評価点の合計点が高い提案を行った提案者に高順位を付する。ただし、評価点の合計点が同点数の場合は、次の優先順位により決定する。

- ①「イ 特集デザイン案」における各選定委員による評価点数の合計が高い事業者
- ②「カ 制作体制」における各選定委員による評価点数の合計が高い事業者
- ③「ウ 特集展開案」における各選定委員による評価点数の合計が高い事業者
- ④「ア 企画案」における各選定委員による評価点数の合計が高い事業者
- ⑤「エ 和-nagomi-を活用した県外メディア向けの情報発信」における各選定委員による評価点数の合計が高い事業者
- ⑥「カ 改善案」における各選定委員による評価点数の合計が高い事業者
- ⑦見積額が低い提案

ウ 参加者が1者の場合

提案者が1者の場合においても、審査委員会における評価を行った上で、各選定委員による評価点数の合計が満点の6割以上（60点以上）に達し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を委託候補者として決定する。

1.3 選定結果の通知

選定委員会後、次の内容の必要事項について、書面により参加者全員に通知する。また選定結果に関する下記の項目は広報課ホームページに公表する。

（1）契約候補者の名称及び評価点

（2）次点以下の者の評価点（提案者名は公表しない）

14 その他

- ・当該業務に係る予算案が、令和8年2月県議会において議決されなかった場合、当該業務を中止、延期又は変更する。
- ・プロポーザルの企画提案書作品に係る費用は、採用、不採用に関わらず支払わない。また提出物は返却しない。
- ・プロポーザルの結果、決定された事業者からの提案内容は、契約後の打合せ協議等を経て詳細を決定する。